

2234の1、2235の1、2236の1、2236の2、2237、2238の1、  
2239のロ、2240の1、2240の2、2240のロ、2240のハ、2244の1、  
2244のイ、2245の2、2254の3から2254の7まで、字弓立2267の  
1、2267の2、2272、2274、2275の1、2275の2、2280、2289の  
5、2289の6

2 指定の目的  
干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡  
以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林  
づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

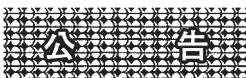
**選告示第29号**

平成26年8月10日執行予定の長野県知事選挙に係る公職  
選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による  
選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧  
期間は、次のとおりです。

平成26年7月14日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎  
基 準 日 平成26年7月23日（年齢については、平成26年8月10日）  
登 錄 日 平成26年7月23日  
縦覧期間 平成26年7月24日

**選挙管理委員会**



**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター

3 代表者の氏名

宮下 智

4 主たる事務所の所在地

飯田市東栄町3108番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田・下伊那地域の障害（児）者が、それぞれの  
地域で安心して生活できるようにするために、当該障害者及びその  
関係者に対する相談支援事業を行うことを以て、障害者の福祉  
の向上に寄与することを目的とする。

**県民協働課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもサポートチームすわ

3 代表者の氏名

小池 みはる

4 主たる事務所の所在地

諏訪市大字中洲2843番地

5 定款に記載された目的

本法人は未就学児童、不登校等の児童・生徒・高校生の支援と  
フリースクールの経営、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と  
その場の提供、および、学習者の内発からの学びを支援する活動  
を行う。また、不登校に限らず子育てに関してさまざまな不安を  
抱える人々を対象に相談事業を行う。地域社会とのかかわりを深  
め、市民ボランティアの活用・協力を通じて、地域社会の活性化  
等公益に寄与することを目的とする。

**県民協働課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証申請があったので、同条第5項において準用する同法第  
10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山の遊び舎はらべこ

3 代表者の氏名

阿部 大輔

4 主たる事務所の所在地

伊那市東春近3660番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、主にこどもに対して、保育に関する事業を行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成26年7月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アリスチャイルドメイト

## 3 代表者の氏名

福原 裕美子

## 4 主たる事務所の所在地

長野市大字高田1029番地1 エンドウビル1F

## 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民に対して、男女共同参画と助け合いの心を大切に、子育て支援に関する様々な事業を行い、安心して子どもを育てられる地域福祉の増進と子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があるので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 南松本店

松本市宮田2-7

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ロータス株式会社

東京都千代田区丸の内3-3-1

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社シナノボリ

長野市稻里町田牧1607-5

株式会社ベストバイ

大阪府茨木市上郡1-4-14

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月2日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,708平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 駐車場の収容台数     | 131台     |
| (2) 駐輪場の収容台数     | 49台      |
| (3) 荷さばき施設の面積    | 37平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 42立方メートル |

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 |
|-----------------------------------|

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社シナノボリ	24時間	
株式会社ベストバイ	午前10時	午後8時30分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 5か所 出口 5か所 合計10か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時 間 帯
1	午前5時から午後6時まで
2	午前8時から午後6時まで

## 8 届出年月日

平成26年7月1日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 10 縦覧の期間

平成26年7月14日から平成26年11月14日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

県営花桃の里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営花桃の里地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成26年7月15日から平成26年8月12日まで

## 3 縦覧の場所

阿智村役場

**農地整備課**

**公告**

「信州 山の日」及び「信州 山の月間」を次のとおり定めました。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

「信州 山の日」は、7月の第4日曜日とし、「信州 山の月間」は、7月15日から8月14日までとする。

**森林政策課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画地域地区 用途地域

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び大町市役所

**都市・まちづくり課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画地区計画 若宮地区地区計画

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び大町市役所

**都市・まちづくり課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札の目的

建設工事の請負契約

## 2 工事名

キッセイ文化ホール舞台照明設備改修工事

## 3 工事箇所名

松本市水汲

## 4 工事概要

大ホール舞台照明及び調光装置の改修

## 5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者の中、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 資格総合点数が778点以上であること。

イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 建設業法第3条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有している者であること。

エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 主任（監理）技術者として、一級電気工事施工管理技士を配置できる者であること。

カ 平成11年4月1日から公告日の前日までの間に固定席1,000席以上の新築の劇場において舞台照明設備工事を元請けとして誠実に履行した実績を有している者であること。

## 6 工期

着手日から約210日間

## 7 支払条件

## (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

## (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札説明書を、平成26年7月14日(月)から平成26年8月7日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部施設課

電話 026(235)7342

## 9 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月8日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年7月31日(木)午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

## (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## (10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 10 その他

詳細は、入札説明書によります。

施設課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年7月14日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

## 1 許可番号

平成26年6月30日 長野県上伊那地方事務所指令25上伊地建第16-6号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡辰野町大字辰野字甘露井1477-19、1494-1、1502-7、1503-1、1503-3

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡辰野町中央1

辰野町土地開発公社 理事長 加島範久

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年7月14日

長野県北信地方事務所長 田中功

## 1(1) 許可番号

平成25年6月21日 長野県北信地方事務所指令25北信地建第11-3号

## 2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字長丁1128-1、1128-3、1128-4、1129-1、1130-1、1130-2、1130-4、1130-6

## 3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1185-3

株式会社信ナカビーエスセンター

代表取締役 萩原大輔

## 2(1) 許可番号

平成25年7月11日 長野県北信地方事務所指令25北信地建第11-4号

## 2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字柳下1372-1の内、1373-1、1374-1、1375-1、1375-2、1375-3、1375-4

## 3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1729-1

株式会社プランツ 代表取締役 久保田智紀

## 3(1) 許可番号

平成25年7月11日 長野県北信地方事務所指令25北信地建第11-5号

## 2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字柳下1370-3、1371-1、1372-1の内

## 3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1738-5

株式会社ライフワーク 代表取締役 小林弘樹

都市・まちづくり課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日 平成26年6月2日
- 3 指定道路の位置 茅野市都市計画道路3・5・15号 上川橋線  
起点 茅野市ちの字八日市場3009-1  
終点 茅野市宮川字東町4534-1
- 4 指定道路の延長 310.00メートル
- 5 指定道路の幅員 12.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県佐久地方事務所長 清水深

- 1(1) 指定番号 佐久第347号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年5月9日
- (4) 指定道路の位置 佐久市臼田字伊勢宮2316-4
- (5) 指定道路の延長 30.20メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.80メートル
- 2(1) 指定番号 佐久第348号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年6月18日
- (4) 指定道路の位置 小諸市大字柏木字東大道下129-9
- (5) 指定道路の延長 2.25メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.28メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

- 1(1) 指定番号 上小第715号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年7月12日
- (4) 指定道路の位置 東御市常田字伊豆宮22-4、22-8、39-2及び41-3
- (5) 指定道路の延長 59.50メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.24～6.08メートル
- 2(1) 指定番号 上小第716号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年11月21日
- (4) 指定道路の位置 東御市滋野字稻荷乙3042-8及び乙3043-2
- (5) 指定道路の延長 12.00メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.75メートル
- 3(1) 指定番号 上小第717号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月19日
- (4) 指定道路の位置 東御市常田字伊勢原212-3及び258-4
- (5) 指定道路の延長 67.10メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.88メートル及び6.08メートル
- 4(1) 指定番号 上小第718号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年4月11日
- (4) 指定道路の位置 東御市加沢字久保田956-30
- (5) 指定道路の延長 63.50メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.08メートル及び6.08メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

- 1(1) 指定番号 諏訪第1005号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年5月28日
- (4) 指定道路の位置 茅野市豊平1842-4及び1844-3
- (5) 指定道路の延長 29.58メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.25メートル
- 2(1) 指定番号 諏訪第1006号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定に

よる指定に係る道路

- (3) 指定の年月日 平成26年6月30日  
 (4) 指定道路の位置 茅野市宮川字大沢5866-8  
 (5) 指定道路の延長 34.90メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.30メートル

建築住宅課

よる指定に係る道路

- (3) 指定の年月日 平成26年5月22日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科2454-1、2454-10、2454-11、2456-1及び2456-4  
 (5) 指定道路の延長 79.34メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.32メートル  
 2(1) 指定番号 松本第303号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年5月26日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市堀金鳥川2333-1  
 (5) 指定道路の延長 31.30メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル  
 3(1) 指定番号 松本第304号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年6月27日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市堀金柏原1033-9  
 (5) 指定道路の延長 44.70メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1(1) 指定番号 上伊那第550号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年5月9日  
 (4) 指定道路の位置 伊那市日影685-4  
 (5) 指定道路の延長 72.38メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.82メートル  
 2(1) 指定番号 上伊那第551号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年5月27日  
 (4) 指定道路の位置 伊那市境1453-9  
 (5) 指定道路の延長 34.33メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.32メートル  
 3(1) 指定番号 上伊那第552号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年6月24日  
 (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字天下方172-8  
 (5) 指定道路の延長 34.54メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.88~5.82メートル  
 4(1) 指定番号 上伊那第553号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年6月27日  
 (4) 指定道路の位置 伊那市荒井4253-9  
 (5) 指定道路の延長 131.59メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.82メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1(1) 指定番号 松本第302号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定に

よる指定に係る道路

- (3) 指定の年月日 平成26年5月19日  
 (4) 指定道路の位置 中野市大字江部字西苗間805-9、807-8及び807-9  
 (5) 指定道路の延長 34.79メートル  
 2(1) 指定番号 松本第303号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年5月26日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市堀金鳥川2333-1  
 (5) 指定道路の延長 31.30メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル  
 3(1) 指定番号 松本第304号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年6月27日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市堀金柏原1033-9  
 (5) 指定道路の延長 44.70メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県北信地方事務所長 田中功

- 1(1) 指定番号 北信第166号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成26年5月19日  
 (4) 指定道路の位置 中野市大字江部字西苗間805-9、807-8及び807-9  
 (5) 指定道路の延長 34.79メートル

6 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月14日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

トンネル防災設備等保守点検業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

契約締結の日から120日間

## (4) 履行場所

主要地方道大町麻績インター千曲線 千曲市 坂上トンネル

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

## (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## (6) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1881

長野県千曲建設事務所 総務課

電話 026 (273) 1720

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月29日(火)午前10時

イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年7月22日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年7月28日(月)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

**公告**

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成26年7月14日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称 所 在 地 指 定  
年 月 日みらい住設 上田市御所261-8 平成26年  
7月7日

企 業 局

**公告**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり行います。

平成26年7月14日

## 長野県公安委員会

## 1 検定合格者審査の種別及び級

検定合格者審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定（以下「旧検定」といいます。）に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる種別及び級に係る審査を行います。

左 欄	右 欄
空港保安警備 1級又は2級	空港保安警備業務 2級
常駐警備 1級又は2級	施設警備業務 2級
交通誘導警備 1級又は2級	交通誘導警備業務 2級
貴重品運搬警備 1級又は2級	貴重品運搬警備業務 2級

## 2 実施期日

平成26年9月16日（火）午後1時から午後4時まで

## 3 対象者

上記1の表の左欄の1級又は2級に係る旧検定に合格した者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。）

## 4 実施場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342番地4

長野県総合教育センター 第5研修室

## 5 定員

各警備業務の種別毎に10人

## 6 申請手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 検定合格者審査を受けようとする者は、下記の(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

## イ 事前申込みの受付日

平成26年8月19日（火）午前9時から午後5時までとします。

## (2) 審査申請書の提出

受付番号を取得した者は、必要な事項を記入した審査申請書に下記の(3)の提出書類を添付して、平成26年9月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に、次のいずれかに提出してください。

ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会

規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限ります。）

## (3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

## (4) 検定合格者審査の手数料

検定合格者審査の手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 検定合格者審査に必要なもの

検定合格者審査の当日は、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

## 8 その他

(1) 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定合格者審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026（233）0110 内線3032）に問い合わせてください。

(3) この検定合格者審査の実施に際して収集する個人情報は、この検定合格者審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課